

我孫子市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市水道事業給水条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後

(趣旨)

第 1 条 この条例は、我孫子市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第 7 号）により市が設置する水道事業の給水について、水道法（昭和32年法律第177号）第14条に規定する料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第21条 料金は、1月について、基本料金と従量料金との合計額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。）とする。

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

用途	量水器の口径	金額
一般用（浴場営業用）	13ミリメートル	1,287円

改正前

(趣旨)

第 1 条 この条例は、我孫子市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第 7 号。以下「設置条例」という。）により市が設置する水道事業の給水について、水道法（昭和32年法律第177号）第14条に規定する料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第21条 料金は、1月について、次の表に定めるところにより算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。第25条において同じ。）とする。

用途	基本料金		超過料金（1立方メートルについて）	
	基本水量	料金	超過水量	料金

（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格の統制額の指定を受ける公衆浴場用をいう。以下同じ。）以外	20ミリメートル	1,529円
の用途をいう。以下同じ。）	25ミリメートル	2,200円
	30ミリメートル	2,640円
	40ミリメートル	3,520円
	50ミリメートル	4,400円
	75ミリメートル	6,600円
	100ミリメートル	8,800円
	150ミリメートル	13,200円
	200ミリメートル	17,600円
	250ミリメートル	22,000円
浴場営業用		6,215円

3 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途	使用水量	金額（1立方メートルについて）
一般用	1立方メートルから10	33円

一般用（浴場営業用以外）の用途をいう。以下同じ。）	5立方メートルまで	1,166円（量水器の口径が13ミリメートルのものにあつては979円）	6立方メートルから10立方メートルまで	24.2円
			11立方メートルから20立方メートルまで	159.5円
			21立方メートルから30立方メートルまで	207.9円
			31立方メートルから40立方メートルまで	260.7円
			41立方メートルから50立方メートルまで	317.9円

	立方メートルまで	
	11立方メートルから20立方メートルまで	203.5円
	21立方メートルから30立方メートルまで	261.8円
	31立方メートルから40立方メートルまで	328.9円
	41立方メートルから50立方メートルまで	400.4円
	51立方メートルから1,000立方メートルまで	479.6円
	1,001立方メートル以上	445.5円
浴場営業用	101立方メートル以上	99円

			一トルまで	
			51立方メートルから100立方メートルまで	380.6円
			101立方メートル以上	445.5円
浴場営業用（物価統制令（昭和21年勅令第18号）第4条の規定により入浴料金の	100立方メートルまで	6,215円	101立方メートル以上	99円

価格
の統
制額
の指
定を
受け
る公
衆浴
場用
をい
う。以
下同
じ。)

(料金の算定)

第22条 料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ局長が定めた日をいう。以下同じ。）に量水器の検針を行い、その計量した使用水量をもつてその日の属する月分及びその前月分の料金を算定するものとする。この場合において、各月の使用水量は等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、局長は、毎月量水器の検針を行い、又は定例

(料金の算定)

第22条 料金は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ局長が定めた日をいう。以下同じ。）に量水器の検針を行い、検針した水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰り越し、その計量した使用水量をもつて算定する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、局長は、定例日以外の日に量水器の検針を

日を変更して量水器の検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 局長は、量水器に異常があつたときその他使用水量が不明のときは、前4月以内又は後4月以内の使用水量その他の事情を考慮して、当該使用水量を認定するものとする。

2 略

(特別な場合における料金等の算定)

第25条 月(定例日の翌日から1月を経過する日まで又は当該1月を経過する日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。)の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該月の料金(基本料金に係る部分に限る。)は、第21条第2項に規定する基本料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 使用日数が15日以内のとき
100分の50

(2) 使用日数が15日を超えると
100分の100

行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 局長は、量水器に異常があつたときその他使用水量が不明のときは、前3月以内又は後3月以内の使用水量その他の事情を考慮して、当該使用水量を認定するものとする。

2 略

(特別な場合における料金等の算定)

第25条 月(定例日の翌日から次の定例日までをいう。以下この条において同じ。)の中途において、給水を開始し、中止し、又は廃止する届出があつた場合の当該月の料金は、次に定めるところにより算定する。給水を再び開始するときも、また同様とする。

(1) 使用水量が3立方メートル未満の場合 第21条に規定する基本料金の額に2分の1を乗じて得た額

(2) 使用水量が3立方メートル以上の場合 第21条の規定により算

2 月の中途において、**第21条第2項及び第3項**に規定する用途を変更する届出があつた場合の当該月の料金は、当該月の使用水量につき使用日数の多い用途（当該月について変更前の用途による使用日数と変更後の用途による使用日数が同日である場合にあっては変更後の用途）を適用して算定する。

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量1立方メートルについて**479.6円**とする。
（料金の徴収）

第26条 料金は、**隔月に**徴収する。ただし、局長が必要と認める場合は、変更することができる。

2 略
（手数料）

第27条 手数料は、次に定めるところによる。

納付義務者	手数料
略	

2 略

定した額

2 月の中途において、**第21条**に規定する用途を変更する届出があつた場合の当該月の料金は、当該月の使用水量につき使用日数の多い用途（当該月について変更前の用途による使用日数と変更後の用途による使用日数が同日である場合にあっては変更後の用途）を適用して算定する。

3 臨時給水又は応急給水を受けた場合の料金は、使用水量1立方メートルについて**349.8円**とする。
（料金の徴収）

第26条 料金は、**毎月**徴収する。ただし、局長が必要と認める場合は、変更することができる。

2 略
（手数料）

第27条 手数料は、次に定めるところによる。

納付義務者	手数料
閉栓の申込	閉栓手数料 1件につ
みをする者	いて
	営業時間内 500円
	営業時間外 750円
略	

2 略

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) **第21条第1項**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) **第21条第1項**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、**第21条第1項**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき

(給水の停止)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

(1)及び(2) 略

(3) **第21条**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金を、局長が指定する納付期限までに納付しないとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1)から(3)まで 略

(4) **第21条**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 市長は、詐欺その他不正の行為によつて、**第21条**若しくは第25条第1項の料金、第27条の手数料又は第28条の納付金の徴収を免れた者に対し、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万

は、5万円とする。)以下の過料に
処する。

円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第22条、第24条及び第26条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して水道水の供給を受ける水道使用者等の同日以後最初に行う検針に係る水道料金については、この条例による改正後の我孫子市水道事業給水条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。